

大分県最低賃金 **792 円**
 11月有効求人倍率 **1.11 倍**
 相談専用ダイヤル 0120-601-540
 携帯・スマホから 097-532-3040



令和2年労働組合基礎調査結果

令和2年労働組合基礎調査について、大分県内の結果がまとまりましたのでお知らせします。

この調査は、労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、厚生労働省が各都道府県を通じ実施しているものです。毎年6月30日現在の状況について調査を行い、集計しています。

大分県では、全国集計では他都道府県に集計される県内の非単位労働組合等についても、独自に調査、集計しています。

1. 労働組合数の状況

(1) 労働組合数は552組合で、前年に比べ16組合減少しました。

2. 労働組合員数と推定組織率の状況

(1) 労働組合員数は78,148人で、前年度に比べ1,548人増加しました。推定組織率は15.7%で、前年に比べ0.5ポイント増加しました。

(2) 産業別の労働組合員数（非単位労働組合等を除く。）は、製造業が最も多く20,616人（構成比29.0%）、次いで公務（他に分類されるものを除く）11,544人（構成比16.2%）、卸売業、小売業5,688人（構成比8.0%）となっています。

(3) パートタイム労働者の組合員数（非単位労働組合等を含む）は7,175人で、前年に比べ523人増加し、全組合員数に占める割合は9.2%と、前年に比べ0.6ポイント増加しました。

大分県内の労働組合数、労働組合員数、推定組織率

年	組合数 (組合)	対前年差 (組合)	労働組合員数 (人)	対前年差 (人)	推定組織率 (%)
令和元年	568	△3	76,600	587	15.2
2年	552	△16	78,148	1,548	15.7

※非単位労働組合等とは、県内に独自の意思決定をし、これを執行する機関や会計を持たないが、労働組合に準ずる組織をいいます。

※推定組織率は、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合をいいます。雇用労働者数は、経済センサス基礎調査結果と労働力調査結果をもとに推計しています。

詳細は、大分県HP「おおいたの労働」⇒「統計・調査」をご覧ください。

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 Tel 097-506-3354

目次	
●P1 令和2年度労働組合基礎調査	●P5 パートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されます。
●P2 大分県の最低賃金、特定（産業別）最低賃金	●P6 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆さまへ
●P2 障がい者雇用促進セミナー参加者募集	●P7 労政・相談情報センターからのお知らせ
●P3 インタビューこの人に聞きました	●P7 主要労働経済指標
●P4 移住支援金支給対象法人・求人情報募集中	●P8 労委だより、どんとこい労働相談

大分県の最低賃金

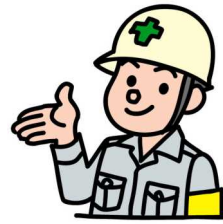
大分県最低賃金

時間額

792 円

【効力発生日】 令和2年10月1日

**必ずチェック
最低賃金!**
使用者も、労働者も。



大分県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金【効力発生日】令和2年12月25日

業 種	最低賃金額[時間額]
鉄鋼業	951円
非鉄金属製造業	911円
電子製品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	835円
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	878円
自動車(新車)小売業	848円
各種商品小売業 <small>令和2年度は改正がありませんでした。 令和2年10月1日から大分県最低賃金792円が適用されます。</small>	792円

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けの業務に主として従事する者
- ④ 電子製品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
I 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行なう巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗

- 浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く。)に主として従事する者
- II 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

最低賃金特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/>

お問合せ 大分労働局 賃金室(TEL097-536-3215)又は最寄りの労働基準監督署へ

障がい者雇用促進セミナー 参加者募集

企業の皆さまに障がい者雇用に対する理解を深めていただき、障がい者の雇用の拡大と働きやすい職場環境づくりに役立てていただくセミナーです。

日時：令和3年2月15日(月) 13:30~15:30 受付13:00~

場所：大分県労働福祉会館 ソレイユ 7階会議室(大分市中央町4丁目2番5号)



1. 講演 『共生の時代 ~No Charity, but a Chance!』
講師 山下達夫氏 (社会福祉法人 太陽の家 理事長)
2. 県内企業の取り組み事例報告 株式会社 デンケン (人材開発部 部長 枝木東海氏)

QRコードはQRデンソーウェーブの登録商標です

講師プロフィール

(福)太陽の家 理事長 山下達夫氏



1959年生まれ。1歳の時に高熱が続きポリオとなり車椅子生活となる。
1977年太陽の家入所
1984年IT関連企業である三菱商事太陽(株)に入社
2014年代表取締役社長、2016年会長に就任。
2018年退任と同時に太陽の家理事長に就任し「太陽の家が共生社会の先進モデルとなり、取り残される障がい者がいない社会を実現する」ことを目標に掲げている

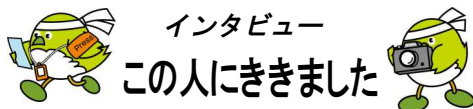
お問合せ・お申込み

大分県商工観光労働部雇用労働政策課雇用推進班
TEL097-506-3342 FAX097-506-1756

お申込みは、webが便利です。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/kBr5w1Qk>
上のQRコードからもお申込み可能です。

申込み締切り 2月8日(月)



インタビュー

この人にききました

令和2年度「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰
大分みらい信用金庫 人材開発部 部長 伊藤達矢さん 参事 三河陽子さん

本年度の「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰で表彰された大分みらい信用金庫の人材開発部をお訪ねして、伊藤達矢部長と三河陽子参事にお話を伺いました。

この表彰制度は、働きやすい職場環境づくりと「働き方改革」に積極的に取り組み、優れた成果が認められる法人について、その業績を称え、広く県民に周知することで、「働き方改革」の取組を県内全域に浸透させるためのものです。

Q. 表彰、おめでとうございます。ご感想をお聞かせください。

伊藤部長

ありがとうございます。働き方改革は、当金庫にとっても、重要な課題です。評価をいただいたことは光栄なことで、表彰をきっかけに、ますます、改革を推進・強化したいと考えています。

Q. 残業時間の縮減についての実績が顕著とお伺いしました。

伊藤部長

「時短」は従来からの課題でしたが、平成30年に支店長を対象に実施した、外部講師によるタイムマネジメントの研修が大きなきっかけになりました。講師は、信用金庫OBのコンサルタントの方で、労働時間の短縮と生産性の向上の両立についての研修でした。

研修に感銘を受けた支店長の何人かが現場に持ち帰り、「残業時間ゼロ」に取り組んだところ、残業時間の縮減と業績のアップという劇的な成果を上げたことで、取り組みが他の支店にも広がりました。「残業時間ゼロ」が数ヶ月続いた支店もありました。取り組みは、各職場で、それぞれの役割分担や業務の進捗状況を話し合い、情報共有していきます。必要があればサポート体制をとるなどの対応を考えていきます。結果的に働きやすい職場づくりの実現となっています。意識改革だけでは限界がありますので、業務の見直しも必要と感じています。

残業時間については、年間目標を策定しています。お客様の困りごとに対応するのが仕事ですから、状況が変わることはあります。無駄

な時間をなくす意識をもって仕事をしています。

Q. 有給休暇の取得促進にも取り組まれていますね。

三河参事

半日午後休暇を「エネルギーチャージ休暇」として、取得を呼びかけ、有給休暇取得の実績をつくり、休みが取りやすい環境をつくっています。極端に休暇の少ない職員には、それぞれの事情もあると思いますので、個別にアプローチすることもあります。多くの職員が実際に休暇をとることが、休みやすい環境づくりとなると考えています。

Q. 女性が多い職場ですね。

三河参事

社員の半数近くが女性です。出産、育児というライフイベントは、特に女性にとって大きなイベントです。

当金庫では、ほぼすべての対象女性社員が育児休業を取得しています。その方たちがスムーズに職場復帰できるように、休業中の制度の変更などをお知らせするなどの工夫をしています。

男性の育休取得は、まだまだ多いとは言えませんが、取得実績を積み上げていきたいと思っています。育児休業開始日から5営業日を有給扱いとする制度を設け、対象となった社員には、積極的に声をかけ、制度を周知し、育休を取るよう勧めています。一人でも多くの男性社員に育休を取得してもらい、後に続く人たちが育休を取りやすくしたいですね。

実は、昨日、ある男性社員から、育休取得について、問合せがあったんです。アナウンスの効果が出てきたかなとうれしく思っています。

私自身のことですが、当時、夫に育休を取ってもらえな



(左)参事 三河陽子さん (右)部長 伊藤達矢さん

くて残念に思っていました。これからの男性社員には、是非、育休を取って欲しいですね。

Q. シニア雇用にも取り組まれているそうですね。

伊藤部長

現在でも、多くの再雇用社員の方に活躍していただいています。将来の「70歳雇用延長」に向けての取り組みも今後検討していきますが、時短勤務の採用など柔軟な働き方も考えています。

Q. 今後の抱負をお聞かせください。

伊藤部長

信用金庫は、地域に根ざした金融機関です。直接、地域の方のお役に立てることにやりがいを感じています。コロナ禍の今こそ、地域の方を支えることが使命とあって、職員全員、頑張っています。

この使命を果たすためには、集中して仕事に取り組める環境づくりが必要です。今後も働き方改革を推進したいと考えています。

地域に役立つ仕事をしたいとお考えの就活生の皆さんには、是非、当金庫に関心を持っていただきたいと思います。



コロナ関連の影響を受けた飲食業のお取引支援のためのイベントを行いました(みらいエール飯)

大 分 県 ふ る さ と 求 人 マ ッ チ ン グ サ イ ト

移住支援金支給対象法人 ・求人情報を募集中です！

県では、移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目的として
「大分県ふるさと求人マッチングサイト」を開設しました。



大分県外にお住まいの方が大分県内へ移住し、このマッチングサイトに求人情報を掲載している中小企業等(移住支援金支給対象法人)に就業した場合、移住先の市町村が実施する家屋改修等費用の助成金に**最大50万円**の移住支援金が上乗せされます。

現在、移住支援金支給対象法人及び求人情報を募集中です。
要件に該当する中小企業等の皆様の多数の応募をお待ちしております。

応募方法等は「大分県 移住支援金 マッチングサイト」で検索

または

二次元コードを読み取り、マッチングサイトでご確認ください



マッチングサイトに関するお問合せ

大分県 雇用労働政策課

☎ 097-506-3332

移住支援金に関するお問合せ

大分県 おおいた創生推進課

☎ 097-506-2125

中小企業のみなさん、準備はお済みですか？ 2021年4月1日から、「同一労働、同一賃金」を定める法律 (パートタイム・有期雇用労働法)が中小企業にも適用されます

パートタイム労働法が「パートタイム・有期雇用労働法」に改正され、2020年4月1日に施行されました。

中小企業については、1年の猶予期間が設けられていましたが、本年4月1日から中小企業にも適用されます。

改正の内容

同じ会社で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者など非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されました。

改正のポイント

1. 不合理な待遇差の禁止

同じ会社の正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明することが義務付けられています。

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

同一労働同一賃金の取組対象となる労働者

パートタイム労働者と有期雇用労働者が対象です。「パートタイム労働者」とは、正社員に比べ、1週間の所定労働時間が短い労働者のことです。「パートタイマー」、「アルバイト」、「臨時社員」、「準社員」などと呼ばれています。

「有期雇用労働者」とは、半年や1年などの期間を定めた労働契約を締結している労働者のことです。「契約社員」、「嘱託社員」などと呼ばれることもあります。

待遇差が禁止される項目

基本給、賞与(ボーナス)、各種手当(役職手当、食事手当等)、福利厚生(給食施設、休憩室、更衣室、慶弔休暇等)、教育訓練などのあらゆる待遇

※派遣労働者は、労働者派遣法の対象で、同じように正社員との間の不合理な待遇差が禁止されています。

「同一労働同一賃金ガイドライン」

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、どういう待遇差が不合理で、どういう待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示しています。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、それぞれの労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的には司法において判断されます。

厚生労働省HP

同一労働同一賃金ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル(業界別マニュアル)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03984.html

パート・有期労働ポータルサイト

パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報をお伝えしています。

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール

パートタイム・有期雇用労働法やその他の労働関係法令により義務・努力義務とされている事項について、貴社の取組状況を点検し、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかを確認することができます。

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>



大分働き方改革推進支援センターHP

非正規雇用の待遇改善など働き方改革に取り組む事業主の皆さまを支援します。

<http://大分働き方改革推進支援センター.site/>

同一労働同一賃金 大分労働局 雇用環境・均等室 〒870-0037大分市東春日町17番20号 大分第2ビル7F 特別相談窓口 ☎097-532-4025 受付時間 8時30分～17時15分 期間 2021年3月31日まで

お問合せ 大分県商工観光労働部雇用労働政策課 労働相談・啓発班 ☎097-506-3351～3354

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

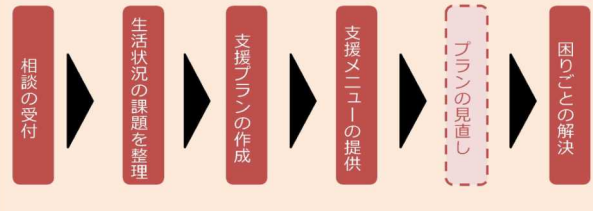
お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？
各市町村の相談窓口では、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせて下さい。



ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。

相談の流れ (自立相談支援事業)



支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

一時生活支援

- 住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。

市町村	事業実施者	窓口	住所	TEL	FAX
大分市	大分市社会福祉協議会	大分市自立生活支援センター	大分市金池南1丁目5番1号 J:COMホルトホール大分4階	097-547-8319	097-547-9583
別府市	別府市社会福祉協議会	別府市自立相談支援センター	別府市上田の湯町15番40号 別府市社会福祉会館内	0977-26-6070	0977-26-6620
中津市	中津市社会福祉協議会	くらしの総合相談窓口	中津市沖代町1丁目1番11号 中津市教育福祉センター内	0979-26-1237	0979-24-7682
日田市	日田市社会福祉協議会	ひた生活支援相談センター	日田市田島2-6-1 日田市役所内	0973-22-5299	0973-28-5136
佐伯市	佐伯市社会福祉協議会	佐伯市くらしサポートセンター「きずな」	佐伯市女島7255番地13 佐伯市社会福祉センター内	0972-23-7450	0972-22-9031
臼杵市	臼杵市社会福祉協議会		臼杵市大字臼杵4番1	0972-64-0123	0972-64-0131
津久見市	津久見市	社会福祉課	津久見市宮本町20番15号	0972-82-9519	0972-82-9466
竹田市	竹田市社会福祉協議会	福祉相談支援課	竹田市大字会々1650番地	0974-63-1544	0978-63-1050
豊後高田市	豊後高田市	社会福祉課	豊後高田市是永町39番地3	0978-22-3100	0978-22-1033
杵築市	杵築市社会福祉協議会	杵築市全世代支援センター	杵築市大字猪尾900番地 杵築市健康福祉センター内	0978-68-8282	0978-68-8116
宇佐市	宇佐市社会福祉協議会	福祉推進課生活支援係	宇佐市大字閣437番地	0978-25-9058	0978-33-0970
豊後大野市	豊後大野市社会福祉協議会	くらし支援センター	豊後大野市三重町市場1200番地 (豊後大野市役所1階)	0974-22-1356	0974-22-7666
由布市	由布市社会福祉協議会	地域福祉課	由布市庄内町庄内原365番地1	097-582-2756	097-582-2878
国東市	国東市社会福祉協議会	総務福祉課	国東市武蔵町古市1086番地1	0978-68-1976	0978-68-1677
姫島村	姫島村社会福祉協議会		姫島村1634番地の1 老人憩いの家「白寿苑」内	0978-87-2024	
日出町	日出町社会福祉協議会	生活支援・相談課	日出町大字藤原2277番地1	0977-85-8800	
九重町	九重町社会福祉協議会	地域福祉課	九重町大字後野上17-1 九重町保健福祉センター内	0973-76-2500	0973-76-3835
玖珠町	玖珠町社会福祉協議会	地域福祉推進部	玖珠町大字岩室24番地の1	0973-72-5513	0973-72-2816

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（2月～3月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。
労働者やフリーランス、使用者の方の相談に応じます。

一般労働相談

労働に関する労務間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。
相談日 月～金曜日 8:30～17:15 土日祝日と12/29から1/3はお休みです。
相談は来所又は電話によります。

巡回特別労働相談

毎月1回行う出張相談会です。弁護士にも無料で相談できます。
2月26日(金)別府市中央公民館(別府市公会堂1F)講座室 受付13:30～15:30
3月25日(木)J:COMホルトホール大分201会議室(大分市) 受付13:00～16:00

労働なんでも相談

労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。
2月10日(水)アストくにさき 1F 中会議室(国東市) 11:00～15:00

メール相談

来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。
継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。
ご相談は、こちらから <https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html>

働き方のトラブル 集中労働相談会

2021年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業にも適用されます。
働き方のトラブルを解消して、働きやすい職場づくりを目指しましょう。
期間 3月7日(日)～9日(火)
時間 7日(日)は9:00～18:00 8日(月)及び9日(火)は8:30～20:00
※7日(日)は、県庁の閉庁日です。
本館東側通用口の監視室に「労働相談に来た」旨、お伝えください

「労働」についての 出前講座 のご案内

費用は無料です。
お気軽にご利用ください。

労政・相談情報センターでは、企業や労働組合をお訪ねして、「労働」についての問題・課題について、「出前講座」を実施しています。
管理職・一般職員の研修会、労働組合の役員や組合員の学習会などでご利用ください。

講座内容例 「労働法の基礎知識」、「時間外労働の上限規制」、「同一労働同一賃金」、「職場のハラスメント防止対策」など

大分県HP 「おおいたの労働」⇒「労働教育」⇒「出前講座」の申込用紙で下記までお申込みください。

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 TEL097-506-3353 Fax097-506-1756

主要労働経済指標 (～令和2年10月)

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
平成29年平均	367,951	322,250	294,010	260,744	73,941	61,506	148.4	158.1	135.7	144.5	12.7	13.6
30年平均	372,162	312,645	295,944	253,861	76,218	58,784	147.4	153.5	134.9	141.0	12.5	12.5
令和元年平均	371,507	308,245	296,123	252,019	75,384	56,226	144.5	149.0	132.1	138.0	12.4	11.0
令和2年6月	543,243	456,528	291,040	256,586	252,203	199,942	141.3	148.2	132.0	139.7	9.3	8.5
7月	419,365	344,235	292,723	256,908	126,642	87,327	145.8	150.8	135.5	141.0	10.3	9.8
8月	302,208	273,892	291,203	256,701	11,005	17,191	133.7	141.2	123.8	132.0	9.9	9.2
9月	300,769	258,744	292,878	256,495	7,891	2,249	140.6	145.5	129.9	135.6	10.7	9.9
10月	302,666	266,037	296,294	260,594	6,372	5,443	147.4	154.3	136.1	143.9	11.3	10.4
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)27年=100		鉱工業生産指数(季調済)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)									
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
平成29年平均	2.29	2.02	1.54	1.45	100.4	100.6	103.1	96.0	313,057		321,925	
30年平均	2.42	2.16	1.62	1.56	101.3	101.9	104.2	95.4	315,314		325,288	
令和元年平均	2.35	2.06	1.55	1.49	101.8	102.3	101.1	96.1	323,853		273,544	
令和2年6月	1.72	1.68	1.11	1.13	101.7	102.3	80.2	86.8	298,367		310,111	
7月	1.72	1.65	1.08	1.10	101.9	102.6	87.2	87.4	288,622		315,951	
8月	1.82	1.79	1.04	1.07	102.0	103.0	88.1	90.3	304,458		322,652	
9月	2.02	2.06	1.03	1.08	102.0	102.9	91.5	89.3	304,161		300,257	
10月	1.82	1.67	1.04	1.11	101.8	103.1	95.2	95.4	312,334		280,967	
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」		県統計調査課「鉱工業生産指数月報」		総務省統計局「家計調査」	

◆◆労委だより◆◆ (令和2年11月~12月の概況)

大分県労働委員会

◎審査事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	1	0
労働組合資格審査	0	1	1	0
再審査事件	0	0	0	0

〈会議の開催〉

- 11月10日 第1685回定例総会
- 11月24日 第1686回定例総会
- 12月8日 第1687回定例総会
- 12月22日 第1688回定例総会

大分県労働委員会
労働相談ダイヤル

TEL097-536-3650

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。

解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会 (県庁舎本館3階)
〒870-8501大分市大手町3丁目1番1号
※相談時間は9時から17時まで

◎調整事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

悩まず どんとこい労働相談

大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

なお、下記期間以外でも、平日(9:00~17:00)であれば、随時労働相談を受け付けています。

労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。

- 1 期間 令和3年2月1日(月)~2月7日(日)
- 2 受付時間 平日 9:00~20:00 (来所の受付は19:00まで)
土・日 9:00~17:00 (来所の受付は16:00まで)
※土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館裏玄関
- 3 相談の方法
 - (1)電話相談 097-536-3650 (相談専用ダイヤル)
097-506-5251
097-506-5241
 - (2)来所相談 大分県労働委員会事務局
〒870-8501大分市大手町3丁目1番1号
大分県庁 本館 3階



下記URLにてウェブアンケートを実施しています。「労働おいた」へのご感想や、「こんな記事を書いて欲しい」「この人にインタビューして欲しい」といったご要望など、様々なご意見をお待ちしています。

<アンケートページ>

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/bNt4xzZC>

QRコード⇒



オオイト

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです!

▶▶<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

(製作・発行)大分県商工観光労働部雇用労働政策課
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL.097-506-3353 FAX.097-506-1756
E-mail: a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoioita-000.html>
おいたの労働
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>